

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、本部役員・会計監査・学年及び専門委員長・委員会委員・会員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規程を改訂した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則本規程は、平成31年2月28日より施行する。